

地方税法施行令等の一部を改正する政令要綱

第一 地方税法施行令に関する事項

一 道府県民税及び市町村民税

1 休眠預金等代替金の支払に係る道府県民税の利子割の特別徴収等について、所要の措置を講ずること。（第七条の四の二関係）

2 恒久的施設について、国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずること。（第七条の三の二、第四十六条の二の三関係）

3 内国法人の外国関係会社等に係る所得の課税の特例について、国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずること。（第九条の六の二、第九条の六の三、第九条の七、第四十八条の十二の二、第四十八条の十二の三、第四十八条の十三関係）

4 修正申告書の提出又は納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、その修正申告又は増額更正に係る法人の道府県民税又は市町村民税について期限内申告書又は期限後申告書が提出されておらず、かつ、当該期限内申告書又は期限後申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正が

あつた後に当該修正申告書の提出又は増額更正があつたときの納期限の延長の場合における延滞金の計算方法について、細目を定めること。（第九条の十の二、第四十八条の十六の三関係）

二 事業税

1 恒久的施設について、国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずること。（第十条関係）

2 ガス供給業のうち、ガス事業法第二条第五項に規定する一般ガス導管事業及び同条第七項に規定する特定ガス導管事業以外のもののうち、同条第十項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第二十二条第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものについて、資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）一億円超の普通法人にあつては付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により、資本金一億円超の普通法人以外の法人にあつては所得割額により、それぞれ課することとしたことに伴い、法人の事業税の所得割の課税標準である各事業年度の所得の計算方法等について、所要の措置を講ずること。（第二十一条の二関係）

3 修正申告書の提出又は納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、その修正申告又は増額更正に係る法人の事業税について期限内申告書又は期限後申告書が提出されており、かつ、当該期限内申告書又は期限後申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった後に当該修正申告書の提出又は増額更正があったときの納期限の延長における延滞金の計算方法について、細目を定めること。（第三十三条の三の二関係）

4 電気供給業を行う法人が卸電力取引所を介して自らが供給を行った電気の供給を受けて当該電気の供給を行う場合における当該法人の各事業年度の収入金額から控除する収入金額を、当該法人が当該供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額とすること。（附則第六条の二関係）

三 地方消費税

地方消費税の清算について、消費に関連する指標として従業者数を用いないこととし、小売年間販売額に相当する消費以外の消費に相当する額は、サービス業対個人事業収入額と、小売年間販売額の総額及びサービス業対個人事業収入額の総額の合算額を人口で按分して得られる額とを合計して得た額とす

ること。(第三十五条の二十関係)

四 不動産取得税

1 日本赤十字社の事業用不動産に係る非課税措置について、その対象となる不動産に介護医療院を追加すること。(第三十七条関係)

2 都市再生特別措置法に規定する低未利用土地権利設定等促進計画に基づき取得する低未利用土地権利設定等促進事業区域内にある一定の低未利用土地に係る課税標準の特例措置について、その対象となる低未利用土地の細目を定めること。(附則第七条関係)

3 中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置について、その対象となる不動産の細目を定めること。(附則第七条関係)

4 宅地建物取引業者が、新築された日から十年以上を経過した既存住宅の敷地の用に供する土地(当該既存住宅とともに取得したものに限る。)の取得後二年以内に、当該土地の上にある既存住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、当該既存住宅のうち一定のもの敷地の用に供する土地を個

人に対し譲渡し、当該個人が当該既存住宅を居住の用に供した場合の当該宅地建物取引業者による当該土地の取得に係る税額の減額措置について、当該土地の上にある既存住宅の細目を定めること。（附則第九条の四関係）

5 東日本大震災により被災した鉄道事業法に規定する第一種鉄道事業者が取得する、東日本大震災により鉄道事業の用に供することができなくなった鉄道施設であつて同法に規定する鉄道事業の休止等の届出に係るものに代わるものと道府県知事が認める一定の鉄道施設の敷地の用に供する土地に係る課税標準の特例措置について、その細目及び手続に係る規定を廃止すること。（附則第三十一条の二関係）

6 独立行政法人中小企業基盤整備機構が取得する独立行政法人中小企業基盤整備機構法に掲げる一定の業務により整備された工場又は事業場の用に供する一定の家屋に係る非課税措置について、その手続に係る規定を廃止すること。（附則第三十一条の二関係）

五 道府県たばこ税及び市町村たばこ税

1 製造たばこみなされる一定の者により売渡し等がされた加熱式たばこの喫煙用具について、その

細目を定めること。（第三十九条の九、第五十三条関係）

2 加熱式たばこの重量又は金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算方法を規定すること。

（第三十九条の九の二、第五十三条の二関係）

六 軽油引取税

1 次に掲げる軽油の引取りについて、課税免除の特例措置の対象から除外すること。（附則第十条の

二の二関係）

(一) 電気供給業を営む者がガスタービン発電装置の動力源の用途に供する軽油の引取り

(二) 地熱資源開発事業を営む者が地熱資源の開発のために使用する動力付試すい機の動力源の用途に供する軽油の引取り

2 課税免除の特例措置に係る軽油の引取りを行おうとする者であることを証する書面の有効期間は、道府県知事が定める期間を経過する日が平成三十三年三月三十一日以後に到来する場合には、同日までとすること。（附則第十条の二の二関係）

七 固定資産税及び都市計画税

1 鉄軌道事業者が一定の市街地の区域等において直接鉄軌道事業の用に供するトンネルに係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、その対象となるトンネルに大阪市が鉄軌道事業の用に供したトンネルを追加すること。（第四十九条の五関係）

2 日本赤十字社の事業用固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、その対象となる固定資産に介護医療院を追加すること。（第五十条関係）

3 日本貨物鉄道株式会社が取得した一定の新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる新造車両からコンテナ用の貨車を除外すること。（附則第十一条関係）

4 津波防災地域づくりに関する法律に規定する管理協定に係る協定避難施設の用に供する家屋のうち協定避難用部分及び協定避難施設に附属する避難の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる償却資産に指定避難施設避難用部分への円滑な避難のために必要な設備を追加すること。（附則第十一条関係）

5 電気通信事業者（法人に限る。）で特定通信・放送開発事業実施円滑化法に規定する実施計画について認定を受けたものが取得した同法に規定する特定電気通信設備のうち一定のものに係る固定資産

税の課税標準の特例措置について、その対象となる特定電気通信設備の細目を定めること。（附則第十一條関係）

6 中小事業者等が生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得をした同法に規定する先端設備等に該当する一定の機械装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる資産等の細目を定めること。（附則第十一條関係）

7 都市再生特別措置法の規定により認可を受けた立地誘導促進施設協定（有効期間が五年以上のものに限る。）に基づき同法に規定する都市再生推進法人が管理する一定の立地誘導促進施設の用に供する土地及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる土地及び償却資産の細目を定めること。（附則第十一條関係）

8 高齢者等の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる住宅の床面積の要件を五十平方メートル以上二百八十平方メートル以下（現行五十平方メートル以上）とすること。（附則第十二條関係）

9 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の

減額措置について、その対象となる住宅の床面積の要件を五十平方メートル以上二百八十平方メートル以下（現行五十平方メートル以上）とすること。（附則第十二条関係）

10 高齢者、障害者等の利用上の利便性及び安全性の向上を目的とした一定の改修工事が行われた既存建築物に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置について、その対象となる特別特定建築物の細目を定めること。（附則第十二条の二関係）

11 生産緑地法に規定する生産緑地である農地のうち一定のものを市街化区域農地とする措置について、その対象となる生産緑地である農地の細目を定めること。（附則第十四条関係）

12 新たに特定市街化区域農地となった土地に係る固定資産税及び都市計画税の激変緩和措置について、その対象となる事由に一定の生産緑地である農地に該当することとなった事由を追加すること。（

附則第十四条の二関係）

13 独立行政法人中小企業基盤整備機構が、独立行政法人中小企業基盤整備機構法に掲げる一定の業務により整備した工場又は事業場の用に供する一定の家屋に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、その手続に係る規定を廃止すること。（附則第三十三条の二関係）

八 事業所税

介護保険法に規定する介護医療院のうち一定のものに対する非課税措置について、その対象を医療法人が開設するものとする。 (第五十六条の二十六関係)

九 国民健康保険税

1 基礎課税額に係る課税限度額を五十八万円 (現行五十四万円) に引き上げること。 (第五十六条の八十八の二関係)

2 国民健康保険税の減額の基準について、五割 (四割・三割) 減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乘ずべき金額を二十七万五千元 (現行二十七万円) に、二割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乘ずべき金額を五十万円 (現行四十九万円) に引き上げること。 (第五十六条の八十九関係)

第二 地方税法施行令等の一部を改正する政令に関する事項

紙巻たばこ三級品に係る道府県たばこ税及び市町村たばこ税の経過措置の延長に伴い、所要の規定の整備を行うこと。 (平成二十七年改正令附則第四条、第六条関係)

第三 地方自治法施行令に関する事項

第百五十八条の二第一項の規定により収納の事務を委託することができる地方税について、当該地方税に係る地方税法第一条第一項第十四号に規定する督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含むこととする。 (第百五十八条の二関係)

第四 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令に関する事項

国内事業所等について、国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずること。 (第二十三条関係)

第五 その他

1 その他所要の規定の整備を行うこと。

2 前記第一の五及び第二の改正は平成三十年十月一日から、第一の一の1及び2並びに二の1並びに第

四の改正は平成三十一年一月一日から、第一の七の6の改正は生産性向上特別措置法の施行の日から、

第一の四の2及び七の7の改正は都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から、第一の

四の3の改正は産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日から、その他の改正は平成三十年

四月一日から施行すること。